○文部科学省告示第百一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十三年六月二十七日

文部科学大臣　髙木　義明

（彫刻の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造善導大師立像　一軀	宗教法人善導寺	新潟県上越市寺町二―五―五
木造地蔵菩薩立像　一軀	宗教法人岩水寺	静岡県浜松市浜北区根堅二二三八
木造千手観音立像　一軀	宗教法人千手院	滋賀県長浜市川道町四五二
木造十一面観音立像　一軀	宗教法人安祥寺	京都府京都市山科区御陵平林町二二
木造大日如来坐像（多宝塔安置）　一軀	宗教法人天野山金剛寺	大阪府河内長野市天野町九九六
木造天蓋（所在法華堂）　三面	宗教法人東大寺	奈良県奈良市雑司町四〇六―一
木造千手観音立像　一軀	宗教法人大賀島寺	岡山県瀬戸内市邑久町豊原二六八六

○文部科学省告示第百二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十三年六月二十七日

文部科学大臣　髙木　義明

（工芸品の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
七宝富嶽図額　濤川惣助作　一面	独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
伝法衣 一、九条袈裟　田相海松色地小文様綾条葉紅地花唐草文綾　一領 一、九条袈裟　田相浅葱地小牡丹文金紗条葉黒地紗　一領 一、九条袈裟　田相薄茶地四葉花々折枝文顕紋紗条葉紺地四葉花々折枝文顕紋紗　一領 一、九条袈裟　田相黄地平絹条葉香色地平絹　一領 一、九条袈裟　田相白茶地団龍文顕紋紗条葉茶地紗　一領 附一、二十五条袈裟　二枚 一、坐具　二枚 一、包裂　一枚	宗教法人円覚寺	神奈川県鎌倉市山ノ内四〇九
染分綸子地御所車花鳥文様繍箔小袖　一領	一般財団法人Ｊ．フロント リテイリング史料館	愛知県名古屋市中区栄三―一六―一
山王曼荼羅舎利厨子　一基	宗教法人聖衆来迎寺	滋賀県大津市比叡辻二―四―一七
瀬戸黒茶碗（小原木）　一口	財団法人不審菴	京都府京都市上京区小川通寺之内上る本法寺前町